

安佐南区自主防災会連合会
役 員・会 員 各 位

安佐南区自主防災会連合会
会 長 菅 原 辰 幸

令和3年度安佐南区自主防災会連合会定例会提案書兼同意書

新緑の候、皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、当自主防災会活動の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

昨年度に引き続き、現在もなお、変異株による新型コロナウイルス感染症の感染者が増え続けており、世界的大規模かつ危機的状況となっています。国内でも、変異株に由来する多数の患者が発生すると同時に、「第4波」が本格化し始めており、これにより「緊急事態宣言」や「蔓延防止等重点措置」が出されています。今後の国内での感染拡大を抑え込むためには、ワクチン接種とマスクの装着、三つの密の厳守はもとより、不要不急の外出を控える等、人と人との接触を避けることが最重要です。

このような状況を勘案し、今年度の定例会について開催の可否を検討した結果、昨年同様に、定例会を中止とし、定例会に替わる「書面による決議（みなし書面決議）」の形をとることといたしました。

つきましては、本会事務局は、下記の各事項につき、定例会の目的事項として提案いたします。（以下「本提案」といいます）また、また当会の今期（令和2年4月1日から令和3年3月31日）に係る事業報告、決算書類及び監査報告等を、添付いたします。

本提案について同意をいただける場合は、下記の同意欄に署名、押印のうえ、安佐南消防署内安佐南区自主防災会連合会事務局あてに、本書面をFAX（877-9462）にて返送していただきますようお願い申し上げます。

本提案について、すべての役員及び会員の同意が得られた場合、自主防災会規約に基づき、定例会の決議及び報告があったものとみなされます。別途定例会を開催することは致しませんので、ご留意ください。

記

定例会の目的事項

1 報告事項

令和2年度の事業報告、監査報告については、その内容の通知を受けたので、定例会に報告することを要しないこと。

2 決議事項

(1) 第1号議案

会員等の変更について

(2) 第2号議案

令和3年度安佐南区自主防災会連合会事業計画について

(3) 第3号議案

令和3年度安佐南区自主防災会連合会予算について

以上

同意欄

上記の定例会の目的事項に関する提案につき同意します。

令和3年 月 日

氏名

印

【令和3年度】

安佐南区自主防災会連合会定例会

助けあう、心でつなぐまちづくり。



安佐南区自主防災会連合会

安佐南区自主防災会連合会会員名簿

令和3年5月1日現在

地区	番号	小学校区・地区自主防災会名称	氏 名	役 職	備 考
佐東	1	梅林小学校区自主防災会連合会	菅原 辰幸	会 長	
	2	八木小学校区自主防災会連合会	引地 武		
	3	川内学区自主防災連合会	常重左都志		
	4	緑井小学校区自主防災会連合会	濱本 康男		
古市	5	中筋小学校区自主防災会連合会	西田 英治		
	6	東野小学校区自主防災会連合会	新宅 幸三	副会長	
	7	古市学区自主防災会連合会	古川 明		
	8	大町学区自主防災組織連合会	秋田 功士		
安	9	毘沙門台小学校区自主防災会連合会	香川 堅		
	10	安東小学校区自主防災会連合会	柳原 隆司	副会長	
	11	安小学校区自主防災会連合会	寺尾 一秀		
	12	上安小学校区自主防災会連合会	白石 篤俊		
	13	安北小学校区自主防災会連合会	河野 直人		
	14	安西小学校区自主防災会連合会	恩地 國男	監 事	
祇園	15	原南学区自主防災会連合会	中井 孝	監 事	
	16	原小学校区自主防災会連合会	川野 照彦		
	17	祇園小学校区自主防災組織連合会	宮永 正稔		
	18	山本小学校区自主防災会連合会	岡野 康紀		
	19	春日野小学校区自主防災会連合会	有森 英一		
	20	長束小学校区自主防災組織連合会	岸本 訓男	副会長	
	21	長東西学区自主防災会連合会	櫻井 俊男		
沼田	22	戸山学区自主防災連合会	浅元 恒夫	副会長	
	23	伴学区自主防災会連合会	川原 春巳		地区連合解消 22.6
	24	伴東小学校区自主防災会連合会	桑原 一之		地区連合解消 22.6
	25	大塚小学校区自主防災会連合会	熊本 滋		地区連合解消 22.6
	26	伴南小学校区自主防災会連合会	谷本 次朗		地区連合解消 22.6

安佐南区自主防災会連合会顧問名簿

番号	名 称・職 名	氏 名
1	安佐南区長	植竹 良子
2	安佐南警察署長	内田 康浩
3	安佐南消防署長	柳坪 勝彦
4	安佐南消防団長	高取 龍生
5	安佐南区女性団体連合会会長	渡部 和子
6	前安佐南区自主防災会連合会会長	寺尾 一秀

令和3年度安佐南区自主防災会連合会事業計画

1 会議		
事業名	実施年月日	備 考
臨時会 (役員会:第10条第2項に基づく)	5月8日(土) 14:00~15:00 安佐南消防署5階講堂	書面会議提出議案等について協議
定例会(第10条第2項に基づく)		中 止
2 訓練		
安佐南区防災訓練・防災フェア (生活避難場所運営マニュアル検証 訓練含む)	11月28日(日) 8:00~12:00 広島市大町小学校	【生活避難場所運営訓練・防災フェア】 大町小学校区自主防災会連合会 安佐南区自主防災会連合会 約500名参加予定
指定避難所運営マニュアル 検証訓練	年間を通じて実施	実施予定:3学区(梅林学区、大町学区、毘沙門台学区) 令和2年度新型コロナウイルス感染症の為に未実施
防災訓練・防災講演等 (大規模動員100名以上)	安佐南区防災研修会 6月5日(土)10:00~ 安佐南区役所講堂	実施予定: 令和2年度新型コロナウイルス感染症 の為に未実施
3 研修		
防災センター研修	年間を通じて実施	各学区自主防災会連合会 単位自主防災会 ※目標利用数:13回 312名

市、県、国等主催事業への参加		
地域防災リーダーカレッジ	未定(状況により実施可否を判断)	現時点、場所・参加人数等未定
広島市防災士養成講座	1回目 12月4日・5日 2回目 2月12日・13日	(市全体~200名予定)
広島市総合防災訓練	未定(状況により実施可否を判断)	現時点、場所・安佐南区自主防災会連 合会の参加については未定
広島市消防出初式	令和4年1月5日(水) 10:00~12:00 中区基町 旧市民球場跡地	令和2年の出初式~中止

(単位:円)

収入の部	84,765
支出の部	84,765
差引残高	0

【収入の部】

(単位:円)

科目	予算額	前年度 予算額	増減	摘要
繰越金	2,765	3,614	△ 849	
会費	52,000	52,000	0	26学区×2,000円
助成金	30,000	30,000	0	安佐南消防団 30,000円
雑収入			0	
合計	84,765	85,614	△ 849	

【支出の部】

(単位:円)

科目	予算額	前年度 予算額	増減	摘要
事業費	44,000	45,000	△ 1,000	防災訓練用資器材
会議費	30,000	30,000	0	弁当・お茶代(役員会、定例会)
事務費	10,000	10,000	0	
消耗品	4,000	4,000	0	印刷用紙等
通信運搬費	1,000	1,000	0	封筒代等
年会費	5,000	5,000	0	安佐南区コミュニティ交流協議会年会費
予備費	765	614	151	
合計	84,765	85,614	0	

令和2年度安佐南区自主防災会連合会事業報告

1 会議		
事業名	実施年月日	備 考
臨時会 (役員会:第10条第2項に基づく)	5月9日(土) 10:00~11:00 安佐南消防署 5階講堂	書面会議提出議案等について協議
定例会(第10条第2項に基づく)	中 止	書面会議に変更
2 訓練		
安佐南区防災訓練・防災フェア (生活避難場所運営マニュアル 検証訓練含む)	11月29日(日) 8:00~12:00 広島市立大町小学校	中 止
指定避難所運営マニュアル 検証訓練		中 止
防災訓練・防災講演等 (大規模動員100名以上)		中 止
3 研修		
防災センター研修	年間を通じて実施	各学区自主防災会連合会:2回2組織45名 単位自主防災会:0回0組織0名 計 2回45名 〔※目標利用数:13回 312名〕
安佐南区自主防災会研修会 (安佐南区防災講演会)	令和3年1月19日 安佐南区役所4階講堂	中 止
市、県、国等主催事業への参加		
地域防災リーダーカレッジ		中 止
広島市防災士養成講座	1回目 11月28日・29日 2回目 1月22日・24日(延期)→令和3年5月29日・30日	安佐南区各学区自主防災会推薦者
広島市消防出初式	令和3年1月5日(火) 10:00~12:00 中区基町 旧市民球場跡地	中 止

監 査 報 告 書

広島市安佐南区自主防災会連合会規約第16条第1項に基づき、令和2年度の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和3年4月19日

広島市安佐南区自主防災会連合会会長 様

安佐南区自主防災会連合会監事

恩 地 國 男 

安佐南区自主防災会連合会監事

中 井 孝 

令和2年度 安佐南区自主防災会連合会決算書

(単位:円)

収入の部	85,614
支出の部	82,849
差引残高	2,765

【収入の部】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
繰越金	3,614	3,614	0	
会費	52,000	52,000	0	26学区×2,000円
助成金	30,000	30,000	0	安佐南消防団 30,000円
雑収入	0	0	0	
合計	85,614	85,614	0	

【支出の部】

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
事業費	45,000	63,356	△ 18,356	自主防災会用ノートパソコン及び記録媒体購入
会議費	30,000	14,493	15,507	お茶代(役員会、定例会)
事務費	10,000	5,000	5,000	
消耗品	4,000	0	4,000	
通信運搬費	1,000	0	1,000	
年会費	5,000	5,000	0	安佐南区コミュニティ交流協議会年会費
予備費	614	0	614	
合計	85,614	82,849	2,765	

安佐南区防災訓練・防災フェア実施計画

資料1

地区別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
佐東		○					○					○
古市	大町小					○					○	
安				○					○			
祇園			○					○				
沼田					○					○		
備考	※ 安佐南区防災訓練・防災フェアは、原則として1学区単位の連合会で実施している。 (参考):平成15年度～沼田地区(大塚小)、平成16年度～安地区(安西小)、平成17年度～佐東地区(緑井小) 平成18年度～祇園地区(長東西小)、平成19年度～安地区(安北小)											

第3章 会議

(会議)

第10条 連合会の会議は、定例会及び臨時会とし、会員をもって構成する。

2 定例会は、毎年1回、臨時会は、会長が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上から請求があったとき開催する。

3 会議は、会長が招集し、議長となる。

4 定例会に付すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の改正

(2) 会長及び副会長の選任

(3) その他連合会の運営に関する事項

(定足数)

第11条 会議は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。ただし、やむを得ないときは、代理の者を出席させることができる。

(議決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 会計

(経理)

第13条 連合会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 会費

(2) 助成金

(3) その他の収入

(会計年度)

第14条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会費)

第15条 連合会の会費は、定例会の決定による。

(監査)

第16条 会計監査は、毎年1回監事が行う。

2 監事は、会計監査の結果を定例会に報告しなければならない。

第5章 雑則

(事務局)

第17条 連合会の事務局は、広島市安佐南消防署警防課内に置く。

(委任)

第18条 この規約の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年2月1日から施行する。

2 この規約は、平成21年6月11日から施行する。(第6条第1項第3号、第6条第2項、第7条第3項及び第4章の改正)

広島市安佐南区自主防災会連合会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、広島市安佐南区自主防災会連合会（以下「連合会」という。）という。

(組織)

第2条 連合会は、広島市安佐南区内の小学校区又は地区自主防災会の連合組織（以下「地区連合会」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 連合会は、相互扶助と隣保愛護の精神に則り、地区連合会相互の緊密な連携、協調を確保し、もって、区民の防災意識のより一層の高揚を図るとともに、災害時における支援、協力体制を確立することを目的とする。

(事業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区連合会の活動に係る情報交換及び連絡調整
- (2) 防災関係機関及び各種地域団体との連携及び協力
- (3) 災害発生時における支援及び協力
- (4) その他連合会の目的達成に必要な事業

第2章 会員及び役員

(会員)

第5条 連合会の会員は、地区連合会の代表者とする。

(役員)

第6条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人
- (3) 監事 2人

2 会長、副会長及び監事は、会員のうちから会議において選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、連合会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、連合会の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任することができる。
- 3 役員は、任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、従前の職務を行うものとする。

(顧問)

第9条 連合会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会議での同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じるほか、会議に出席して意見を述べることができる。